平成２２年（フ）第３４３２号
横浜市栄区長沼町462番地　栄ハイツ203号
債務者　辻山　和子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４４６号
横浜市鶴見区汐入町３丁目53番地15　安村荘109
債務者　仲宗根朝保
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２１号
愛知県新城市野田字西町屋敷５番地１　シャトレ野田102
債務者　橋本　弘和
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１５４号
熊本県八代市松江本町５―15、住民票上の住所熊本県八代市西片町1640番地２
債務者　岡野　慎二
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第７６８号
栃木県宇都宮市西川田町972番地27　Ｄ号室、前住所埼玉県八潮市大字南川崎873番地
Ｄ―ＲＯＯＭ八反野106
債務者　大迫　　彩（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５８号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目11番46号　柴田ハイツⅠ２号
債務者　實松　　洋
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６２号
栃木県日光市所野1462番地19
債務者　青柳　良枝
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６３号
栃木県那須塩原市西大和８番13号　マンションアカデミーⅡ―102号、前住所栃木県那須塩原市一区町161番地５
債務者　木下　　勉
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６４号
栃木県那須塩原市西大和８番13号　マンションアカデミーⅡ―102号、前住所栃木県那須塩原市一区町161番地５
債務者　木下　トシ
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６５号
栃木県宇都宮市宝木本町1282番地７
債務者　大塚　　勇
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６６号
栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原454番地１
債務者　井上めぐみ
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６７号
栃木県宇都宮市宝木本町1192番地31　池田方、前住所栃木県宇都宮市宿郷２丁目10番13号　Ｔ．Ｍ．Ｔビル305
債務者　小池美仲子（旧姓小牧）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２１年（フ）第２９５３号
福岡県筑紫野市二日市西２丁目９番８号
破産者　二日市プレス工業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６４号
埼玉県越谷市新川町１丁目112番地
破産者　篠崎工業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５４７号
埼玉県春日部市粕壁4630番地
破産者　春日部グリーン開発株式会社
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第６７１号
千葉県松戸市日暮７丁目455番地
破産者　北野都こと　柴田　陽子
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部